

## 三条市共同募金委員会共同募金配分金助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、共同募金配分金（以下「配分金」という。）の公正な助成を行うため、助成の基準及び手続きについて定めることを目的とする。

### (助成事業、助成対象団体、助成基準及び助成額等)

第2条 配分金の助成事業、助成対象団体及び助成基準及び助成額等は、別記1のとおりとし、予算の範囲内において助成するものとする。

### (助成対象外の団体等)

第3条 次に掲げるものは、助成対象としない。

- (1) 国、地方公共団体及びそれらが経営する団体
- (2) 構成員の互助、共済を主たる事業とする団体
- (3) 営利を目的とする団体
- (4) 三条市内で活動をしない団体
- (5) 共同募金との重複感を与えるような寄付金の募集を実施する団体

### (助成の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、助成金申請書（様式第1号から第4号）を三条市共同募金委員会会長（以下「会長」という。）が指定する日までに会長に提出するものとする。

### (助成の決定)

第5条 助成の可否は、助成審査委員会の審議を経たうえで会長が決定し、交付決定書（様式第5号）を申請者（以下「助成決定団体」という。）に通知するものとする。

### (助成金の交付)

第6条 助成決定団体は、請求書兼振込申込書（様式第6号）を当会が「指定する日までに会長に提出するものとする。

- 2 会長は、提出された請求書兼振込申込書の内容を確認したうえで、助成金を交付するものとする。
- 3 第2条別記1の助成事業のうち2-①から2-③は助成決定団体が第1項の請求書兼振込申込書及び第8条に規定する事業報告書に代えて、完了報告書兼請求書兼振込申込書（様式第7号）を会長に提出し、会長は提出された完了報告書の内容を確認したうえで、助成金の交付を行うものとする。

### (助成事業の変更・中止)

第7条 助成決定団体が事業を止むを得ない事情により変更・中止したいときは、事前に事業変更・中止届（様式第8号）を提出し、会長の承認を受けなければならないものとする。

### (事業報告及び助成金の確定)

第8条 助成決定団体は、事業終了後30日以内に事業報告書（様式第9号から第11号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告があった場合は、提出書類の審査を行い助成額の確定を行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 助成決定団体が事業を中止したとき又は交付条件に違反したときは、助成金の返還を命じるものとする。

2 前条第2項により確定した助成金が、既に交付した助成額を下回る場合は、会長はその差額の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年1月1日から実施する。

2 次の要領は、令和元年12月31日をもって廃止する。

(1) 三条市共同募金委員会福祉関係団体等活動費助成要領

(2) 三条市共同募金委員会児童遊具設置修繕費助成要領

(3) 三条市共同募金委員会簡易ベンチ設置費助成要領

(4) 三条市共同募金委員会安心・安全・地域の支え合い支援助成事業要領

(5) 三条市共同募金委員会地域福祉推進校助成要領

附 則

1 この改正要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別記 1

助成事業、助成対象団体、助成基準及び助成額等

助成事業		助成対象団体	助成基準及び助成額等
1 福祉活動団体等 活動助成事業		市内を活動の拠点とし法人格を有しない福祉関係団体（子ども食堂運営団体を含む）と、市内に事務所を置き三条市ボランティア連絡協議会に加入している団体	<p>【基本助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関係団体 30,000 円</li> <li>ボランティア連絡協議会加入団体 技術系 30,000 円 技術系以外 20,000 円</li> </ul> <p>※技術系団体 手話、要約筆記、点訳、音声訳、音声パソコン、傾聴</p> <p>【加算助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員 1 人当たり 500 円 助成額の上 限 100,000 円</li> </ul>
2 環 境 整 備 助 成 事 業	2-① 児童遊具設置 修繕助成事業	以下の設置条件を満たす自治会  ・私有地（神社等の境内含む。）であること。 ・土地の所有者又は管理者が無償で長期間使用することを了承していること。 ・設置遊具の維持管理を責任を持って行えること。	<p>【新 設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費が 200,000 円までは全額</li> <li>事業費が 200,000 円を超える場合はその超えた分の 95%を加えた額</li> <li>※1,000 円未満の端数は、自治会の負担とする。</li> </ul> <p>【修繕・撤去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の全額</li> <li>※1,000 円未満の端数は、自治会の負担とする。</li> </ul>
	2-② 簡易ベンチ設 置助成事業	以下の設置条件を満たす自治会  ・設置場所は自治会が管理する場所であること。 ・周囲に危険が及ばない設置であること。	<p>【助成額】</p> <p>1 基 45,000 円</p> <p>※1,000 円未満の端数は、自治会の負担とする。</p> <p>※「赤い羽根共同募金」の名入れ代含む。</p>
	2-③ 地域の安心安 全対策助成事 業	自治会、コミュニティ、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO 法人等	<p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害への対応、子供達の見守りなどの防災、防犯対策を推進するに必要な資機材等の購入経費</li> <li>1 団体 申請事業費の 90%以内、上限 100,000 円</li> <li>※1,000 円未満の端数は、団体の負担とする。</li> </ul> <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体の運営費（人件費・家賃・光熱水費）、広報の発行費、事務機器（デジカメ・パソコン）</li> </ul>
3 地域福祉推進校 助成事業		市内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、専門学校、大学	<p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒が地域福祉への理解と関心を深める活動に対して助成を行う。 1 校 60,000 円以内</li> </ul> <p>【活動例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉または地域福祉についての学習、調査、研究活動・福祉講演会、上映会、展示会等の開催等による啓発活動</li> <li>社会福祉施設等への訪問、見学及びボランティア活動</li> <li>高齢者、障がい者などとの交流及びボ</li> </ul>

		<p>ランティア活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事等への参加及びボランティア活動</li> <li>・体育祭、文化祭等学校行事へ高齢者、障がい者などを招待する活動</li> </ul> <p>【対象経費】</p> <p>謝礼金、旅費交通費、消耗品費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃借料、その他の活動に必要な経費</p>
4 三条市社会福祉協議会活動助成事業	三条市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般募金配分金により実施する事業</li> <li>・歳末たすけあい募金配分金により実施する事業</li> </ul>